

## 消費者委員会の中間自己評価

2010.9.10

委員 山口 広

### 第1 成果

1. 自らテーマを決めて、消費者利益の視点で関係省庁に遠慮なく意見を言い、多少とも行政の運営や政策を改善することができた
  - ・消費者基本計画(2010年1-3月)
  - ・未公開株対策(2009年12月-翌3月)
  - ・自動車のリコール制度のあり方(2010年8月、9月)
2. 消費者庁等を通し、消費者基本計画が大幅に改善された(問題は今後)
3. 消費者問題の実情等を社会へ発信できたという側面もある

### 第2 問題

1. 発信できない、発信しない
  - ・関係省庁を呼んでヒヤリングしても、どうすればよいか決められず、発信しないで様子見のままで終わりのことが多かった
  - ・一定の専門性がないと外への発信もできないが、委員のパワー不足、事務局の調査体制の不整備
2. 委員会の下部組織たる専門調査会や部会の機能が不十分
  - ・審議会的部会や調査会を引っばっていく知識、識見が委員と事務局に不足、消費者庁へもっと準備作業やとりまとめなどを委嘱していい部分が多いのではないか
  - 特に、地方消費者行政、個人情報保護、公益通報保護の専門調査会など

- ・調査会等の委員の数が多すぎるし、知識量、関心分野等にバラつきがあり、それを埋める協議時間と事務局のマンパワー不足による調整不足

### 第3 改善の方策（たたき台） - 予算増と人員増を前提として

#### 1．調査力、専門性等のパワーアップ、発信力の強化

ア．委員の協議や勉強の機会を増やし、委員数人のWGをいくつかつくる

イ．事務局充実、外部民間調査委員や調査組織と連携

ウ．国民生活センターと消費者委員会の連携を強めるべきではないか。テーマによっては共同調査、検討を呼びかけたらどうか。例えば決済代行や未公開株、老人ホームの入居一時金など

エ．監視機能強化のため、全体でやることと、分野別担当を決め、アドホックの外部委嘱委員（専門調査官）と協力して発信するテーマを分けて検討作業をスピードアップするべきではないか。

#### 2．審議会機能の見直し

ア．概括的政策制度論の検討は委員会に残す

- 関係省庁の職員が併任で出向し、専門調査会の事務局を担当することはできないか

イ．純粹諮問機関は主務官庁（消費者庁）に移すか、事務局機能を設置法8条に基づいて「必要な協力を求める」ことにアと同様にしたらどうか

- 情報も審議後の具体化も主務官庁がやることへの助言的作業

#### 3．活動の透明性を高める工夫

ア．委員間協議でどんなテーマでどんな討議をしたか、事務局作成の案を各回担当委員2名でチェックして公表したらどうか

イ．メディアを定年退職したばかりの意欲ある人を広報担当官として採用でき

ないか

ウ．各委員会の傍聴者数名に感想文をお願いして、HPにのせたらどうか

4．数ヶ月～1年かけて取り組むべき大テーマを設定して、その検討のスケジュールを決める必要がある

(委員間協議も公式会議もよく言えば臨機応変、悪く言うと計画力、企画力不足)

・そのための討議を9月か10月にオープンで行うこともあり得るのではない  
か

#### 第4 消費者基本計画の検証・評価の方法

1．大きく4つに分けられるのではないか。各分野の担当委員と担当事務局を決めて関係省庁との折衝や調査をしたらどうか

・各担当者は随時委員会に報告し、委員間協議の場で少なくとも月1回討議する。

・専門調査会の検討と重なる部分もあるので、専門調査委員のどなたかの協力をお願いしたらどうか

・公開のヒヤリングはそれまでの折衝・調査の成果をふまえて、例えば10、11月と2月頃の2回行う

・4分野なので、一人の委員が2つ担当はあり得る

2．4分野とは(案)

A．事故情報の一元的収集、分析公表と事故調査機関

- 事故情報の迅速収集等至急改善すべき課題

- 国セン、NITE、FAMICの連携等の大テーマもある

- 消費者安全専門調査会と深くかかわる

B．食品表示の一元化と食の安全確保

- テーマは広域かつ着地点が見えない分野
- 食品表示部会と深くかかわる

C．高齢化社会（情報通信問題）取引被害対策

- 包括地域支援センター、老人ホーム等の生活支援のあり方、入居一時金
- 未公開株等取引被害対策
- インターネットによる被害対策
- 個人情報保護や公益通報はDかも
- 民法改正や消費者契約法の改正及び特商法、景表法の改正運用改善問題も含む

D．情報が消費者へ届き、消費者の声が反映されるように

- 自動車リコール等リコール対策（Aともかかわる）
- 消費者の声が反映される仕組みづくり
- 消費者教育や環境対策もここに入れてよいかも

\*この外に地方消費者行政の充実、特に特商法、景表法、食品衛生法、JAS法等における国と地方自治体（県）の役割分担当、緊急課題がA B C Dに横断的にある

\*集団的消費者被害救済制度についてはCでもよいが、Cにおさまらない大テーマ

第5 当面の消費者問題の重要課題と現状（消費者庁を含む）

1．地方消費者行政の充実、強化

- ・消費者庁のPTが改善を迫及してはいる
- ・消費者委員会の専門調査会の答申は幅広いテーマを来春までにまとめき

れるか？

- ・消費生活センターや相談員配置の最低水準を法律で明示して、地方財政法改正で国からの補助の体制を確立するしかない

## 2．集团的消費者被害救済

- ・訴訟による集团的損賠制度をH24年通常国会に上程するための消費者庁のスタッフが決定的不足 - どこかでA B C Dどれか決断が必要
- ・行政庁が違法収益をはく奪する制度（課徴金の範囲拡大）や悪徳事業者の違法収益を保全する制度はほとんど具体化できておらず、早急な陣容強化が必要 - こっちはもっとむづかしい

## 3．こんにやく入りゼリー問題

- ・物性・形状による窒息事故を防ぐための食品衛生法の1条、6条、11条の改正が必要だが、厚労省はやる気なし
- ・消費者安全法17条に基づく勧告に向けた調査検討を消費者庁はなぜしないのか
- ・現在の食品安全委員会や消費者庁、厚労省の限界がハッキリした

## 4．事故原因究明組織の見直し

- ・国民生活センター（内閣府）、NITE（経産省）、FAMIC（農水省）等の各独立行政法人の効率的統廃合や機能強化 - 慎重な検討と政治決断が必要
- ・この問題は、消費者庁で検討開始されたが、かなり政治問題の要素がありそう

## 5．食品安全庁の創設？

- ・消費者の期待・ニーズにこたえきれていない食品安全委員会の失敗を繰

り返すのか？

- ・ つくるなら、消費者・食品安全庁として、消費者庁の機能拡充と農水省のあり方見直しを連動させるしかない
- ・ 消費者基本計画に盛り込まれたが、どこがどう検討するか見えない

#### 6 . 消費者安全・景表法の執行力減退

- ・ 危害情報収集体制が未整備
- ・ これを分析・公表する体制も未整備
- ・ 取引分野の情報処理・公表は国センに一任して、消費者庁は安全問題に特化したらどうか
- ・ 景品表示法違反を摘発する体制も未整備 - 特に地方をどうするか

#### 7 . 民法改正と消費者契約法

- ・ この2つは、切り離して、民法に消費者法を取り込むことはしない方向が望ましいのではないか
- ・ 消費者契約法の改正を検討・実現するスタッフが消費者庁にいない

#### 8 . 未公開株、ファンドの被害抑止策

- ・ 特定商取引法の「商品」に株や社債・ファンドも入るよう法改正すべきだが、消費者庁は尻込みしている
- ・ 金融庁の対策も及び腰（未登録業者の行為の無効、罰則の強化、不招請勧誘禁止）

#### 9 . インターネットを使った詐欺事犯への対策 - 消費者庁でこれから検討

- ・ プロバイダー責任制限法の改正をすべきだが、総務省は及び腰

#### 10 . 有料老人ホーム、特定高専賃問題

- ・ H 2 3 年春 厚労・国交両省は法改正の見込みだが、高齢消費者保護の

視点がどこまで入るか心配

- ・特に入居一時金にかかわる諸問題（90日ルール、消却基準の明確化と水準づくり、返還金の保全制度）の対策が必要

#### 1.1. 消費者教育の強化

- ・文科省はようやく動き始めたが、消費者庁のスタッフ不足もあって基本的方向さえ見えない

#### 1.2. 健康食品の表示の問題

- ・健康食品の表示だけでなく広告も規制するべきではないか
- ・安全性確保のシステムが未構築
- ・薬事法違反（みなし薬品としての健康食品）や代替医療対策も重要だが、その対策の方向さえ見えない

\* 以上の各テーマについて消費者委員会としてどのようにかかわるのか。7、8、10及び11については専門調査会かプロジェクトチームを組織して本格検討に入るべきではないか